

入札心得

(入札執行について)

- (1) 入札人は、入札公告、仕様書及び関係書類並びに現場等熟覧の上、所定の様式の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾の上、入札してください。
- (3) 入札人は、入札公告で指定した期限及び場所に入札書を提出してください。なお、開札の立会いは必ず行うこととします。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とします。
- (5) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (6) 開札の立会いは、入札人1人で立会いしてください。
- (7) 開札執行中は、私語をつつしみ、喫煙及び携帯電話等の電子機器の使用はご遠慮ください。

(入札書について)

- (1) 入札書は所定の様式とし、封筒に封入してください。また、開札日、業務名称及び商号等を封筒に記入して提出してください。
- (2) 入札書への記入事項（所在地、商号又は名称、代表者職名前及び入札金額（消費税等抜きの額）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。
- (3) 入札人は、提出した入札書の引き換え、又は変更若しくは取消しをすることはできません。
- (4) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除をしたときは、その箇所に届出印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (5) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。
(例 ¥1, 234, 567, 890)

(無効入札について)

次に該当するときは、その入札を無効とします。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札をしたとき。
- (3) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (4) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (5) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (7) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (9) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (10) 指定された方法以外により入札書を提出したとき。
- (11) 提出期限を過ぎて入札書が提出されたとき。
- (12) その他、福山市契約規則又は特に指定した事項に違反したとき。